

会費内規

第1条 本会定款第8条に定める正会員の入会金は次のとおりとする。

- (1) 1施設：50,000円 但し、設置事業所が正会員の併設事業所については入会金は要しない。

第1条の2 同一の法人が複数の老人福祉施設及びデイサービスセンターを設置している場合は、全て本会の会員になることとする。

第2条 本会定款第8条に定める正会員の会費は次の施設定額、定員割基準額を併せたものとする。

- (1) 施設定額：1施設30,000円
- (2) 定員割基準額（ショートステイ床を含む入所定員1名あたり）
- | | |
|-------------|--------|
| ア 特別養護老人ホーム | 1,550円 |
| イ 養護老人ホーム | 1,050円 |
| ウ 軽費老人ホーム | 800円 |
| エ ケアハウス | 800円 |
| オ 併設ケアハウス | 500円 |
| カ 特定施設 | 1,050円 |

第2条の2 同一の法人が複数の老人福祉施設及びデイサービスセンターを設置している場合は、1事業所を代表正会員とする特例措置を選択することができる。

特例措置の内容

- (1) 代表基本会費：1法人60,000円
- (2) 定員割基準額：（ショートステイ床を含む入所定員1名あたりとし、同一の法人が設置する全ての施設定員を合算する。）
- | | |
|---------------|--------|
| ア 特別養護老人ホーム | 1,550円 |
| イ 養護老人ホーム | 1,050円 |
| ウ 軽費老人ホーム | 800円 |
| エ ケアハウス（併設含む） | 800円 |
| オ 特定施設 | 1,050円 |

第2条の3 本会定款第8条に定めるデイサービスセンター会員種類及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 会員施設の設置状況において会員を次のとおりとする。
- | | |
|--------|--|
| ア 単 独 | ：正会員 |
| イ 併 設 | ：設置事業所の併設事業所とする。 |
| ウ 複数設置 | ：併設以外の事業所を複数設置している場合は、少なくとも1事業所は正会員とし、その他の事業所を賛助会員と同等の扱いとする。但し、法人代表賛助会員として第3条に定める会費を納めた者についてはこの限りではない。 |

(2) 会費（第2条の2に定める特例措置を選択した場合は、免除する。）

ア 正会員：30,000円

イ 併設：10,000円

第3条 本会定款第8条に定める賛助会員の会費は次のとおりとする。

(1) 賛助会員会費

ア 個人賛助会費：5,000円

イ 団体賛助会費：10,000円

ウ 法人代表賛助会費：30,000円（デイサービスセンターのみ複数設置している場合に選択できる。）

第4条 本会理事会において入会を承認された正会員については、承認された理事会の翌月より、月割りにて会費を納入する。

第5条 年度途中で退会した場合の会費の支払いについては、上半期（4月～9月）に届けがあった場合は、年会費の半額、下半期（10月～3月）の場合は、年会費全額を支払うものとする。

第6条 会費算定の基準日は、毎年4月1日とする。

附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この内規は、平成17年7月1日から施行する。
- 4 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この内規は、平成24年4月1日から施行する。